

(案)

厚生労働省発雇均 1210 第 号

令 和 元 年 12 月 10 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱」、別紙 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案要綱」、別紙 3 「事業主行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱」及び別紙 4 「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。